

古代の平面正方形区画施設の内部構造

植松 暁彦

1 はじめに

近年本県では、大規模な面的調査に伴い、奈良～平安時代の区画施設を有する遺跡が徐々に確認されている。最近でも日本海沿岸東北自動車道工事に伴い、庄内地方の岩崎遺跡で、同様の施設が検出され注目される(水戸部 2007)。

一般に区画施設を有する遺跡は、国府や郡衙の官庁、東北地方では蝦夷対策の城柵跡やその付属施設などの官衙関連遺跡で多く採用される。これらはコの字型など規格性のある建物配置や、官衙特有の墨書土器や石帯などの出土遺物が特徴としてあげられている(山中 1994)。

しかし、本県では、上記形態を有する出羽国府(城輪柵跡・八森遺跡)は確認されるが、下位の地方行政機関の明確な郡衙政庁や同正倉は未検出である。また、本県の一部遺跡では、区画施設を有するも、小規模で建物形態や配置に多様性があり、従来からその性格について様々な報告がされてきた(渋谷 1989・川崎 1998)。

筆者も以前『山形県における古代の区画施設を有する遺跡群(1)・(2)』で、これら遺跡群を整理・検討し、特に内陸地方の小規模で平面正方形基調の6遺跡の変遷案を示し、性格などを検討した(植松 2007・2009)。

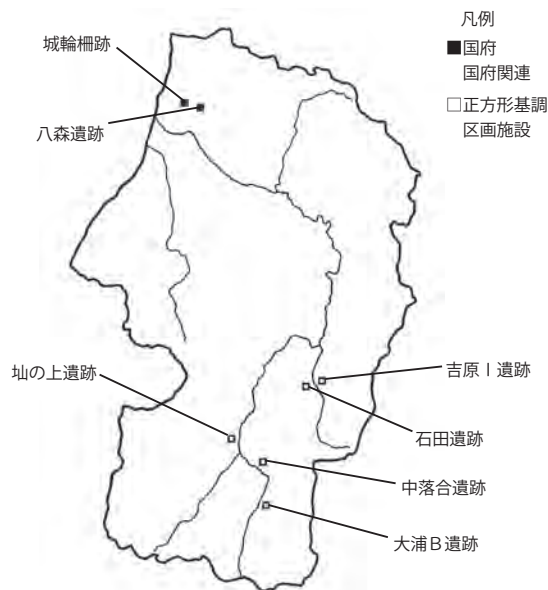
本稿では、前述6遺跡で、特に内部構造が分かる3遺跡や主な建物群を整理し、性格や成因を検討する。^{註1)}

2 内陸の平面正方形の区画施設のある遺跡の特徴

本項では、前拙稿の成果を基に、内陸地方の上記3遺跡の特徴を再度整理し、出羽南半(本県)や陸奥側(宮城・福島県)との相違点をおさえておく(第3図)。

最初に、内陸地方の正方形基調の区画施設6遺跡は、村山地方の山形市吉原Ⅰ遺跡・同石田遺跡・同境田B遺跡、置賜地方の南陽市中落合遺跡、長井市址ノ上遺跡、米沢市大浦B遺跡である。このうち内部構造が分かる遺跡は、大浦B遺跡・中落合遺跡・石田遺跡(以下、括弧内は遺跡省略)の3遺跡となる(第1・2図)。

① **立地(第1・10図)** 上記3遺跡は荒木志伸氏が指摘した河川周辺や合流点の交通の要所に位置し(荒木 2003)、概ねその自然堤防(微高地)上に立地する。



第1図
平面正方形基調の区画施設を有する遺跡位置図

さて3遺跡の区画内部には、小規模な総柱建物が複数あり、倉庫的機能を一部内包するのは明らかである。

一般に地方の主な倉庫施設の郡衙正倉は、『倉庫令』で「高燥」地への設置規定があり、調査例のある陸奥国の各郡正倉も概ね規定通り台地や低段丘上に立地する。

この点は、内陸部3遺跡と陸奥国の郡衙正倉とは異なり、区画内の倉庫群の形態や性格に起因するのだろう。

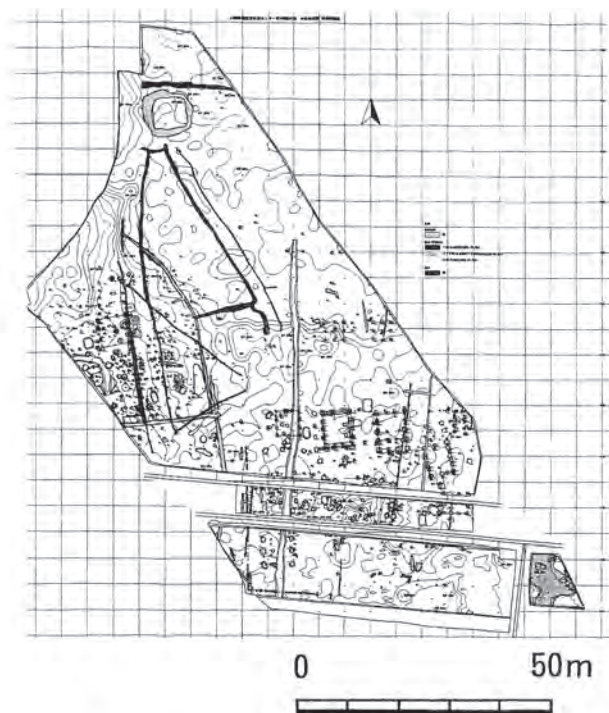
② **時期(第4・5・10図)** 区画施設の時期は、主体的な遺構(掘立柱建物跡)の性格上から判断が難しい。

しかし、区画内部の建物の重複関係や建物主軸、遺物の下限時期などから遺構変遷は推測できる(植松 2009)。

当初の区画施設成立以前は、8世紀中～後半に主軸を北西にとる竪穴住居群(大浦)、単独の大型掘立柱建物群(石田)などで構成される。区画成立は、8世紀後半～9世紀初頭に集中し、区画や建物が主軸を北にそろえる。以後9世紀中頃以降には、区画施設の廃絶と共に建物群が減少・主軸方向が変化し、移転・廃絶などが窺える。

③ **区画形態(第3・6図)** 3遺跡とも区画施設の平面形態が正方形基調で、主軸がほぼ南北軸に合う。

出入口は、門などが南辺中央部に認められる。さらに出入口のある南辺には、目隠し塀(大浦遺跡・石田遺跡。以下、遺跡省略する)や間仕切り塀(中落合)を有するものもある。他に、全体に区画施設内部の南辺中央部付



第2図
小規模区画施設の遺跡平面図（全てS = 1/1,500）

近は、遺構が希薄で広場的な空間が設けられる。

これら区画施設の南北主軸や南辺出入口、区画施設内部の空間は、出羽・陸奥国の国府や城柵跡、郡衙の政庁などに共通した一般的な官衙関連遺跡の特徴である。

④ **区画規模（第3図）** 全体に一边 50 m 前後のもの（石田 [50 × 50 m]・大浦 B [40 × 40 m]）が見られ、中落合遺跡も検出された区画施設長（44 × 45 m）から同等規模が考えられる。全体に東北の国府や城柵跡の政庁（一边 100 m 以上）より規模が小さく、郡衙政庁（一边 50 m 前後）と同等か、やや小さい一群もある。

⑤ **区画施設の形態** 全体に柱列が主体を占める。柱が残存した石田遺跡例からは、径 10cm 内外の柱がほぼ等間隔やランダムに密集して配置され区画施設を構成する。

これは、庄内地方の国府を除く区画施設が一般に板材列で、区画施設の地域性による差異と考えられる。

⑥ **区画施設の内部構造（第6図）** 遺構変遷（第4・5図）では、時期毎の区画施設内・外の建物の建替が窺え、全体に最も整備が進む 8 世紀末～9 世紀前葉の時期を抽

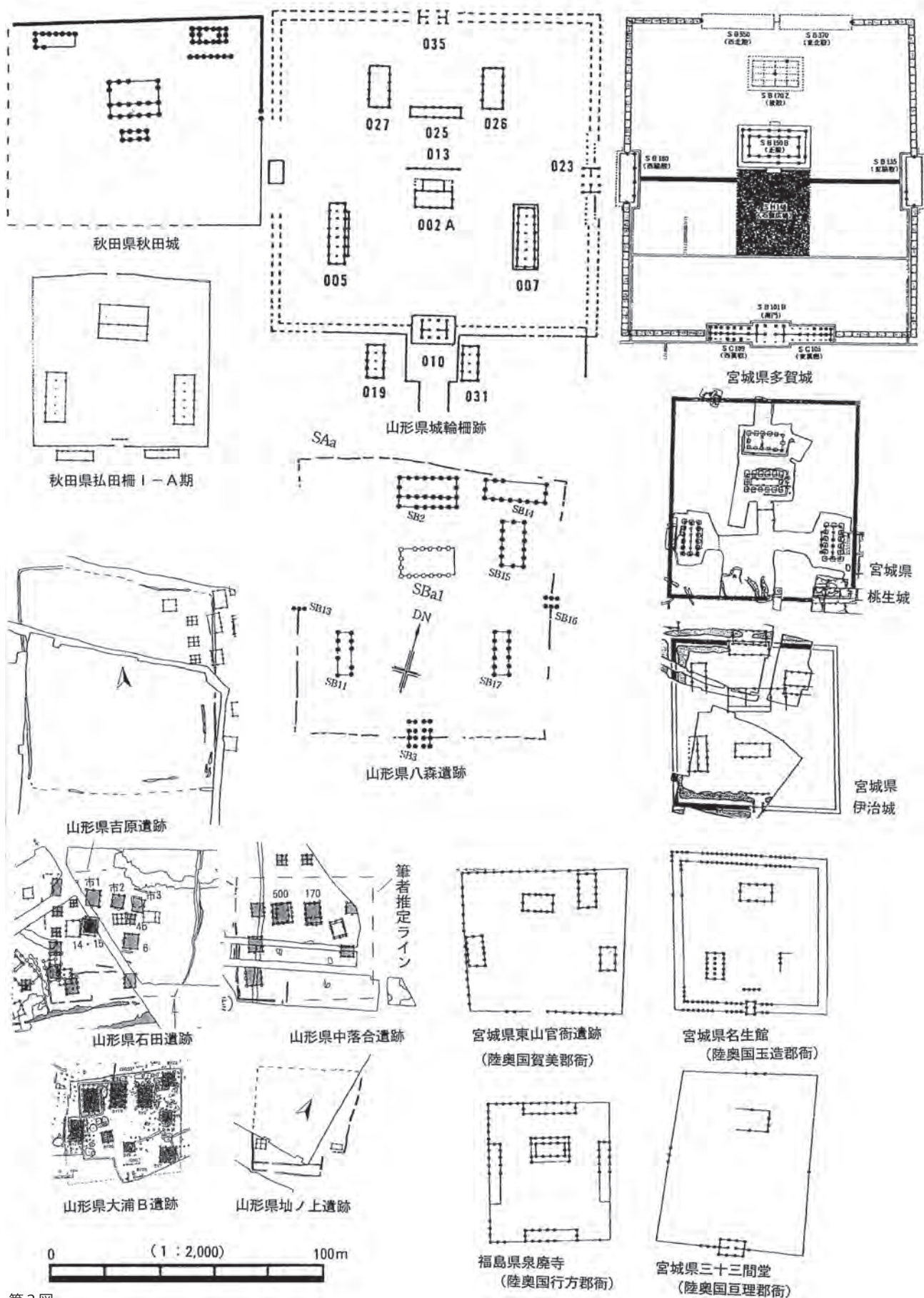
出した。結果、建物群は、配置場所や形態により、概ね 3 遺跡共通の大別 A～D 類の建物に分類された。

A 類建物 区画内の東西辺に沿って立ち並ぶ傾向がある 2 × 2 間の総柱建物（倉庫）や同間同規模の平面正方形基調の小型側柱建物群である。これらは、区画施設と同時期に複数構築される事が多く（第4・5図）、区画施設の成立時の主な建物群の一つと考えられる。

B 類建物 区画内北辺に南北棟で、ほぼ等間隔（10 m 前後）に南面を合わせて並列配置される、2 × 2～3 間建物（石田）、3 × 4 間（大浦 B・中落合）などの中～大型建物である。区画内では、大型の建物群の部類に入り、区画内の主要建物群と推測される。時期は、区画施設と同じか少し遅れる場合（石田）もある。

C 類建物 東西辺の一部に単独で配置され、2 × 3 間（中落合）・3 × 3 間（大浦 B・石田）で、一般集落では数少ない正方形基調の中型建物である。これは、同じ東西辺に主体的な正方形基調の A 類小型建物とは規模や柱間に差異があり、異質感をうける。

陸奥国では、同形態として郡衙正倉に特有の正方形基調の 3 × 3 間・4 × 4 間の大型総柱建物（倉庫：第9図）が一般に知られる。C 類建物は、本県一般集落での希少性や、規模や総柱は異なるが前述陸奥国郡倉の状況を勘案すれば、区画施設に特徴的な建物とも考えられる。



第3図

東北地方の主な正方形区画施設の建物模式図 (全て S = 1/2,000)

D類建物 南辺両角の入口付近に1×3間か（中落合）、2×3間（石田）の中～大型の南北棟建物である。

一部南辺両門で2棟が対になる場合（石田）があり、国府や郡衙政庁と同様の協殿的な配置をとる。

⑦ **区画施設の外部構造（第4・5図）** 区画施設の外部には、区画内と同規模の総柱建物（2×2間：A類建物）や側柱建物（2×3～4間：B類建物か）が、区画と軸を同じく並列や直交（石田）し複数分布する。

出羽国府（城輪柵・八森遺跡）政庁外でも同様な分布をしているものがあり、事務棟（曹司か）などが考えられる。

建物跡が単発配置（中落合）は、調査区の制約があるが、概ね区画内建物で機能が完結した可能性もある。

⑧ **出土遺物** 「山形県の官衙関連遺跡」（植松他 1999）で試みた官衙的遺物の墨書土器、硯、帯金具、施釉陶器、木簡（漆紙文書）の5種類の組成・数量で分類した。

結果、上記4種類以上の官的遺物を一定保持するが、数量が乏しいもの（大浦B）や、組成的に2種類以下で安定せず数量も少ないもの（石田・中落合）がある。

全体に調査区の制約による粗密も考えられが、遺物から積極的に郡衙など官衙遺跡と判断できるものは少ない。

3 区画施設の主要建物群について

本項は、前項「⑥区画内部の建物構造」の主要なA・B類建物を再検討し、建物群としての性格を整理する。

A類建物群 A類建物の2×2間総柱建物は、一般に高床式と考えられ、区画東西辺に建物面をそろえて並ぶ配置からも倉庫群としての機能が考えられる。また、同間同規模の正方形を基調とする側柱建物群も、総柱建物との同等の柱間や規模、総柱建物と主軸を合わせて隣接するあり方から、同様の性格を有すると推測される。

B類建物群 B類建物が位置する区画北辺は、同規模の陸奥国の郡衙政庁で中心的建物である正殿が配置される場所にあたる。しかし、陸奥国郡衙政庁での正殿は、一般に東西棟の2×4間以上の長舎建物である。また、東西辺に南北棟の同形態の長舎建物の脇殿が付属し、合わせて所謂コの字型配置をとるものが多い（第3図）。

一方、B類建物は、北辺に2×2～3間・3×4間の同等規模・形態の南北棟が2～3棟が複数並列して近接配置され、建物群として機能が窺える。また、東西辺には小規模なA類建物群などが複数直線的に配置され、



大浦B遺跡
I期（8C中葉）

※濃網が建物存続時期、淡網が存続推定時期を表



同
II期（8C後葉）



同
III期（8C末～9C初）

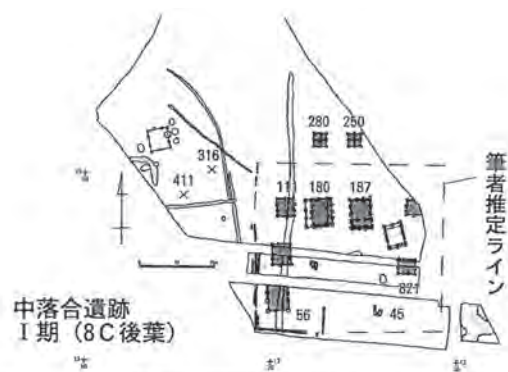


同
IV期（9C前葉）
（手塚2000）
（全てS=1/2,000）

第4図 小規模区画施設遺跡の建物変遷図（1）

結果として広義のコの字型状の配置を呈する（第6図）。

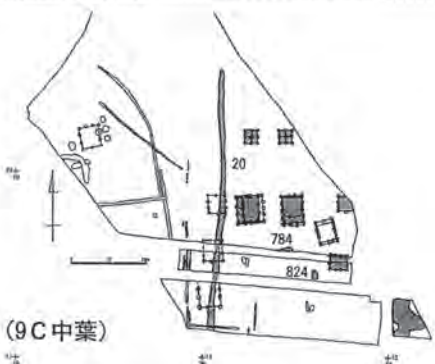
これらから本県の小規模区画施設は、陸奥国の同規模の郡衙政庁などの様相とは明らかに異なる。B類建物群は、拙稿で「同等規模の建物が、建物の一辺（南面）をそろえ、等間隔で配置される特徴が、A群建物に類似し、



中落合遺跡
Ⅰ期 (8C後葉)



同
Ⅱ期 (8C末～9C前葉)



同
Ⅲ期 (9C中葉)



同
Ⅳ期 (9C後葉)

第5図 小規模区画施設遺跡の建物変遷図 (2)
(全てS = 1/2,000)

同様の倉庫的な役割」を考えた。

今回作成した形態図 (第8図) でも、石田遺跡B類建物群 (SB市1・2・3) は、他2遺跡と同じく南面を合わせ同軸で3棟が並列するが、SB市2・3は柱間が大きく2×2間の正方形基調の建物である。この建



石田遺跡
Ⅰ期 (8C中葉)



同
Ⅱa期
(8C末～9C初
古段階)



同
Ⅱb期
(8C末～9C初
新段階)



同
Ⅲ期 (9C前葉)

(山口2004
須藤2002
筆者改変)

物群は、A類建物群との柱間など類似性が指摘でき、A類建物群の拡張した建物群 (倉庫) とみることもでき、B群建物全体の性格の一端を表すものかもしれない。

他に、B類建物群では、各遺跡や各郡域の類似性や差異も看取れるようである (第6・8図)。具体的にはB

類建物群は、各遺跡で規模や形態、柱間など類似点が多い。また、置賜地方（置賜郡）の中落合遺跡（SB500・517）、大浦B遺跡（SI 3・9・19）は、梁・桁長、柱間が同等で、各遺跡を超えた同一郡内での一定規格が窺えた。

村山地方（最上郡）でも、石田遺跡B類建物群の一部（SB市2・3）は、前述正方形基調だが、区画内では大型の主要建物群で、A類建物群より規模大きく、梁長や桁間は上記置賜郡と同等で類似性も窺える（第8図）。

しかし、区画北辺付近には、前述平面正方形基調の建物（SB市2・3。他にSB14・15）が多く、南北棟を主とする置賜地方とはやや様相が異なる。これは、最上郡が置賜郡より、郡衙正倉に普遍的な正方形基調の建物を志向した表ではないだろうか（第8図）。

なお、B類建物群の機能として、詳細は拙稿に譲るが、近年の文献史学による正税帳と全国の郡衙正倉遺跡との研究（松村 1983・山中 1994）から、各群建物の収納物の違いも推測される。規模や形態から総柱で一定期間荷重に耐えうるA群建物が穀稲（倉）、低床で出納作業に効果的なB群建物が穀稲（屋）の可能性を付しておく。

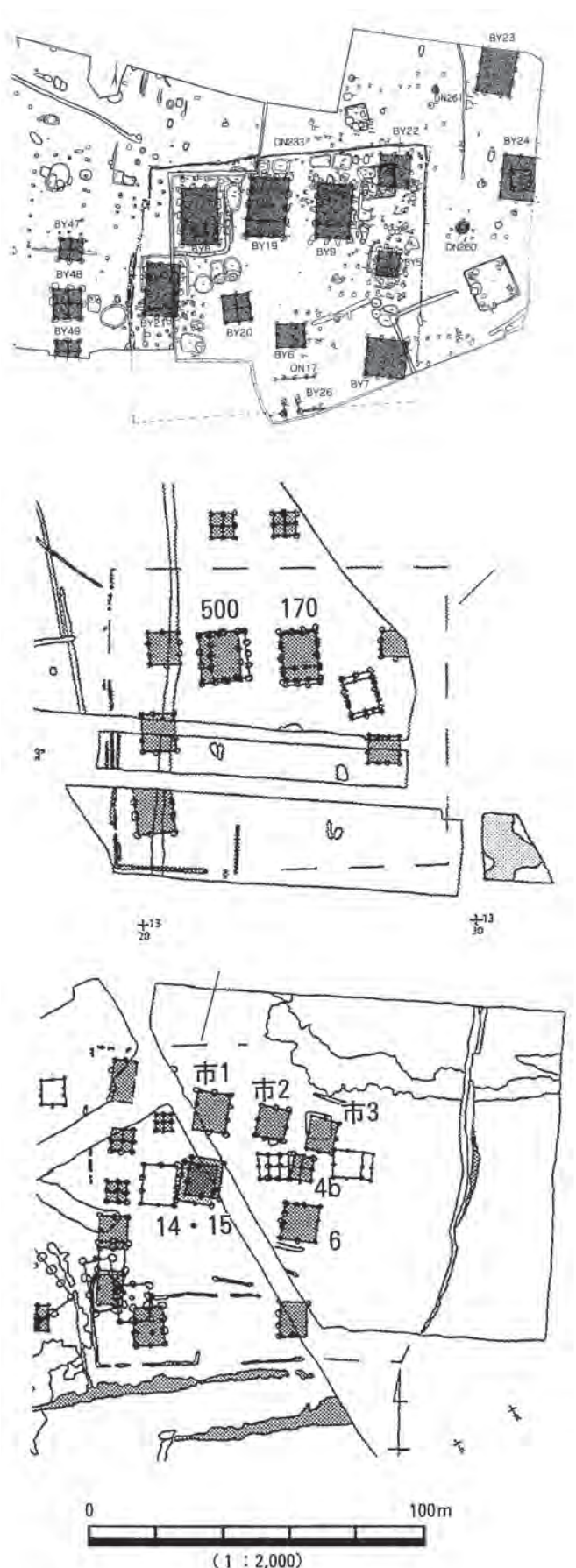
4 まとめ

最後に、前項までの区画施設や建物群の様相や検討から、その性格や成因、背景などを整理しまとめとする。

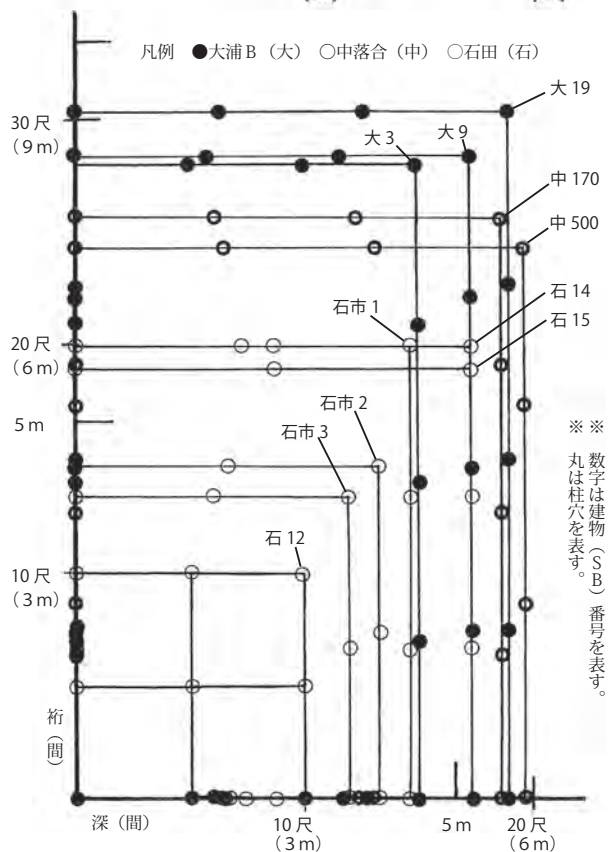
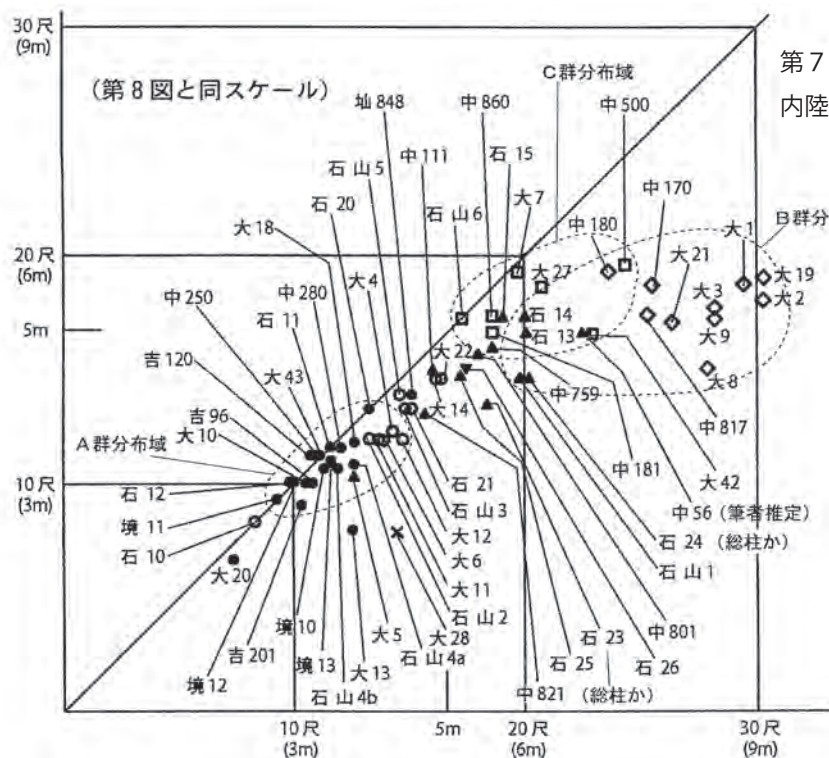
区画施設内部の建物群の性格 内陸地方上記3遺跡の様相からは、①同等規模の陸奥国郡衙政庁と建物形態が異なりその機能も違うと推定、②区画施設内の主体的なA類建物群の形態や規模と機能（倉庫群）、③石田遺跡例などから主要なB類建物群もA類建物群に類似機能の可能性、④本県一般集落で希少な陸奥国郡衙正倉に類似の正方形基調の建物群（B類建物群一部やC類建物群）の存在、⑤B類建物群の同一郡内での類似性などから、全体では区画内の主要建物のA・B類建物群とも倉庫的な性格が強いと考えられる。なお、⑥官衙的遺物が全体に少ないのも、この建物群の性格に起因するのであろう。

なお、正方形基調の区画形状や規模、同基調の建物形態や配置は、出羽や陸奥国の郡衙政庁や正倉の形態を、意識・志向した結果とも考えられる。^{註2)}

区画施設の成立(役割)と社会背景 さて、隣国陸奥国には類例が少ない、本県のこれら倉庫的機能が強く小規模な区画施設はどのような経緯で成立したのであろうか。



第6図 区画内部の建物構造図（全てS=1/1,000）



第8図 各遺跡のB類建物の平面形態図 (S = 1/100)

文献では、出羽国で8世紀後葉から遠国などの理由から陸奥国と並び租税の一つ「調」三種(米[白米・玄米]・穀[粃穀]・狭布)を自国利用できる規定が設けられる。

他に、8世紀末～9世紀前半に蝦夷との争乱や自然災害に伴い、在地住民に田租や調の免除、倉廩(穎・穀)



第9図 陸奥国郡衙正倉の平面図
(S = 1/2,000)

開き貸振などの「復」が度々実施された記事が知られる。

また、全国的実効性は不明ながら9世紀前後に太政官符で各国に通達された「郡衙正倉を郷毎または相接した数郷毎への設置」(795年)、「収穫稲を近辺の小院への収納・設置」(823年)の郡衙正倉の分散規定もある。

第10図 方形区画施設のある遺跡の変遷

遺跡位置	置賜郡			最上郡			備考・文献事項 *6
	大浦B	中落合	埴ノ上	石田	吉原 I	境田B	
	米沢市	南陽市	長井市	山形市南端	山形市南部	山形市北部	
近河川 *1	最上川 *3 (松川)200m	上無川100m	野川500m	本沢川400m	須川200m	馬見ヶ崎川 20m	
合流点 *2	羽黒川0.6km	最上川3.5km	最上川 3 km	須川 2 km	本沢川0.5km	高瀬川0.6km	
8世紀	1/4						712年：出羽国創建
	2/4						
	I 期 *4・5				I 期		
	3/4 ST群	I 期		I 期	SB		778年：宝亀の乱
	II 期	区画・SB群	I 期	特殊SB	II 期		8世紀後半：東日本で正倉放火「神火」多発
9世紀	4/4 区画・SB群		ST群	II a 期	SB増	I a 期	781～823年：出羽国府、秋田城から県内に移転
	III 期	II 期	II 期	区画・SB群	III 期	区画・SB群	●792年：最上郡の田租免除。811年：調庸免除
	1/4 区画・SB群	区画・SB群	区画・SB群	II b 期	区画・SB群	I b 期	◎795年：郡衙正倉の倉庫を郷毎に分散
	IV 期			III 期	IV 期	II 期	◎822年：収穫した近辺に小院設置
	2/4 SB減・SK群			区画・SB群	SB減	区画・SB群	△830年：地震
		III 期		IV 期			△841年：飢饉→●843年：倉庫の調庸欠
	3/4	SD・SB群	III 期	SB減		SB減	△850年：地震→●850年：租免除。倉庫開き貸振
		IV 期	S X				863年：最上郡が村山郡と分郡
	4/4	SB減・SK群					△871年：県境の鳥海山噴火
							878年：元慶の乱

- * 1：「近河川」は、遺跡の最も近接する河川名と遺跡との距離を表す。
 * 2：「合流点」は、近河川と最も近くで合流する他河川名と、その合流点から遺跡までの距離を表す。
 * 3：河川の名は郡内での主要河川（最上川・須川・馬見ヶ崎川など）を表す。
 * 4：遺跡は区画施設の存続時期。中濃網は区画施設は不明だが、区画機能の存続時期。淡網は遺跡の存続時期を表す。ST：堅穴住居、SB：掘立柱建物を表す。
 * 5：各遺跡の各期下は主体的な遺構群を表す。各期の境界が不明瞭なものは破線、太線は火災（大浦B・吉原I・中落合）を表す。
 * 6：文献事項の●は出羽国の租税などの対応(免除など)、◎は倉庫に関する事項、△は出羽国の自然災害など、太政官符や六国史記事。

これらの時期は、概ね3遺跡の区画施設が成立時期とほぼ符合（第10図）して注目される。

一方、出羽国は、陸奥国と比して郡・郷数が少なく、郡域及び郷域が広大とされる。筆者は、出羽国内陸部の官的要素が強い在地首長層が、上記社会背景や本県特有の地理的要因に効率的に対応するため、小規模な区画施設（倉庫的機能）を、郡内の河川を主とした交通の要所や各在地勢力の本貫地などに細かく設置したと推測する。

具体的には、一般的な地元郡衙正倉へ搬入する前の、郡以下（郷含む）の集積場（区画内の倉庫群）の機能を

有しながら、前述租税の一部を自前利用できる規定や、倉庫の貸振など「復」に対処するための在地の備蓄庫（区画外の倉庫群か）の役割を担っていたと考えたい。

註1）研究史、遺構の年代基準である土器編年は、頁数の都合上、前述拙稿に譲り割愛した。

註2）出羽国各郡衙は、上記遺跡群をその一部とする考えもあるが、今後、他国と同様な高燥地に同形態が発見される可能性もあり、現状では特定を留保したい。

引用・参考文献

- 伊藤邦弘・植松暁彦 1999 「山形県の官衙関連遺跡」『第25回古代城柵官衙遺跡検討会』
 植松暁彦 2007 「山形県における古代の区画施設を有する遺跡群について」『さあべい第23号』
 植松暁彦 2009 「山形県における古代の区画施設を有する遺跡群について（2）」『山形考古第9巻1号』
 山形県埋蔵文化財センター 1997 『永源寺跡遺跡発掘調査報告書』 調査報告書第86集
 川崎利夫 1998 「置賜郡衙はどこにあったかーその変遷について試論ー」『うきたむ考古3』
 進藤秋輝 2004 「城柵」『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡跡編』奈良文化財研究所
 松村恵司 1998 「正倉の存在形態と機能」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
 山形県埋蔵文化財センター 2000 『岩崎遺跡現地調査説明資料』
 村木志伸 2003 「出羽南半における官衙関連遺跡」『歴史遺産研究創刊号』東北芸術工科大学
 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』株式会社塙書房
 米沢市教育委員会 2000 『大浦B遺跡発掘調査報告書』 第67集
 山形県埋蔵文化財センター 2004 『石田遺跡発掘調査報告書』 調査報告書第122集
 山形市教育委員会 2002 『石田遺跡発掘調査報告書』 第14集
 山形県埋蔵文化財センター 2005 『埴ノ上遺跡発掘調査報告書』 調査報告書第140集
 山形県埋蔵文化財センター 2006 『中落合遺跡発掘調査報告書』 調査報告書第168集